

公益社団法人青森県緑化推進委員会役員の報酬等支給基準

第1 報酬等の支給

- 1 定款第17条に規定するとおり、報酬等は、常勤の理事及び正会員でない監事にのみ支給することとし、非常勤の理事及び正会員の監事には対しては、支給しない。
- 2 常勤の理事及び正会員でない監事に対して支給する報酬等は、報酬とする。

第2 報酬の額の算定方法

- 1 常勤の理事の報酬の額は、月額150,000円とする。
- 2 正会員でない監事の報酬の額は、年額20,000円とする。

第3 報酬の支給方法

- 1 常勤の理事の報酬は、毎月21日（その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）に支給する。
- 2 正会員でない監事の報酬は、毎年12月に支給する。
- 3 報酬は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

第4 報酬の額の日割計算

- 1 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 常勤の理事が月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

第5 委任

- 1 この基準の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年2月26日から施行する。